

議案第40号

ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年 3月 1日 提出

ひたちなか市長 大谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 ひたちなか市手数料条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2第79項手数料の額の欄を次のように改める。

- (1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「誘導基準」という。）に適合していることを証する書面（当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）（建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）が交付したものに限り、以下この項及び次項において「適合証」という。）の提出がある場合にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）
- ア 認定の対象が1の単位住戸（住宅の部分の一の住戸をいう。以下この項、次項及び第84項から第86項までにおいて同じ。）を有する住宅であるとき 4,000円
- イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき 申請に係る住宅の床面積の合計が

300 m²未満のとき 9,000 円
300 m²以上 2,000 m²未満のとき 19,000 円
2,000 m²以上 5,000 m²未満のとき 42,000 円
5,000 m²以上のとき 75,000 円

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物であるとき 申請に係る建築物の床面積の合計が

300 m²未満のとき 9,000 円
300 m²以上 1,000 m²未満のとき 15,000 円
1,000 m²以上 2,000 m²未満のとき 25,000 円
2,000 m²以上 5,000 m²未満のとき 75,000 円
5,000 m²以上 10,000 m²未満のとき 119,000 円
10,000 m²以上 25,000 m²未満のとき 150,000 円
25,000 m²以上のとき 188,000 円

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の（ア）又は（イ）に掲げる区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

（ア） 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するとき アに規定する額

（イ） 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額

（2） 適合証の提出がない場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき （ア）又は（イ）に規定する額

（ア） 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項、次項及び第82項から第87項までにおいて「省令」という。）第10条第2号イ（1）及びロ（1）に定める基準（以下この項、次項、第84項及び第85項において「性能基準」という。）によるとき 当該単位住戸の床面積が

200 m²未満のとき 32,000 円

200 m²以上のとき 36,000 円

(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準(以下この項、次項、第84項及び第85項において「誘導仕様基準」という。)によるとき 当該単位住戸の床面積が

200 m²未満のとき 16,000 円

200 m²以上のとき 18,000 円

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準によるとき 申請に係る住宅の床面積の合計が

300 m²未満のとき 64,000 円

300 m²以上 2,000 m²未満のとき 108,000 円

2,000 m²以上 5,000 m²未満のとき 183,000 円

5,000 m²以上のとき 263,000 円

(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準によるとき 申請に係る住宅の床面積の合計が

300 m²未満のとき 30,000 円

300 m²以上 2,000 m²未満のとき 53,000 円

2,000 m²以上 5,000 m²未満のとき 96,000 円

5,000 m²以上のとき 146,000 円

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物であるとき (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第10条第1号ただし書に定める方法又は同号イ(1)及びロ(1)に定める基準(次項、第84項及び第85項において「標準入力法・主要室入力法」という。)によるとき 当該建築物の床面積の合計が

300 m²未満のとき 213,000 円

300 m²以上 1,000 m²未満のとき 266,000 円

1,000 m²以上 2,000 m²未満のとき 344,000 円

2,000 m²以上 5,000 m²未満のとき 491,000 円

5,000 m²以上 10,000 m²未満のとき 604,000 円

10,000 m²以上 25,000 m²未満のとき 714,000 円

25,000 m²以上のとき 815,000 円

(イ) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準(次項、第84項及び第85項において「モデル建物法」という。)によるとき 当該建築物の床面積の合計が

300 m²未満のとき 81,000 円

300 m²以上 1,000 m²未満のとき 103,000 円

1,000 m²以上 2,000 m²未満のとき 136,000 円

2,000 m²以上 5,000 m²未満のとき 221,000 円

5,000 m²以上 10,000 m²未満のとき 288,000 円

10,000 m²以上 25,000 m²未満のとき 346,000 円

25,000 m²以上のとき 406,000 円

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するとき アに規定する額

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額

(3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、第76項の(3)のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額

別表第2第80項手数料の額の欄を次のように改める。

(1) 適合証の提出がある場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき 2,000 円

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき 申請に係る住宅の床面積の合計が

300 m²未満のとき 4,000 円

300 m²以上 2,000 m²未満のとき 9,000 円

2,000 m²以上 5,000 m²未満のとき 21,000 円

5,000 m²以上のとき 38,000 円

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物であるとき 申請に係る建築物の床面積の合計が

300 m²未満のとき 4,000 円

300 m²以上 1,000 m²未満のとき 8,000 円

1,000 m²以上 2,000 m²未満のとき 13,000 円

2,000 m²以上 5,000 m²未満のとき 38,000 円

5,000 m²以上 10,000 m²未満のとき 59,000 円

10,000 m²以上 25,000 m²未満のとき 75,000 円

25,000 m²以上のとき 94,000 円

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の（ア）又は（イ）に掲げる区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

（ア） 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するとき アに規定する額

（イ） 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額

（2） 適合証の提出がない場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき （ア）又は（イ）に規定する額

（ア） 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準によるとき 当該住宅の床面積が

200 m²未満のとき 16,000 円

200 m²以上のとき 18,000 円

（イ） 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準によるとき 当該住宅の床面積が

200 m²未満のとき 8,000 円

200 m²以上のとき 9,000 円

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき （ア）又は（イ）に規定する額

（ア） 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうか

の基準が、性能基準による時 申請に係る住宅の床面積の合計が

300 m²未満の時 32,000 円

300 m²以上 2,000 m²未満の時 54,000 円

2,000 m²以上 5,000 m²未満の時 92,000 円

5,000 m²以上の時 131,000 円

(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による時 申請に係る住宅の床面積の合計が

300 m²未満の時 15,000 円

300 m²以上 2,000 m²未満の時 27,000 円

2,000 m²以上 5,000 m²未満の時 48,000 円

5,000 m²以上の時 73,000 円

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物である時 (ア) 又は (イ) に規定する額

(ア) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第10条第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による時 当該建築物の床面積の合計が

300 m²未満の時 106,000 円

300 m²以上 1,000 m²未満の時 133,000 円

1,000 m²以上 2,000 m²未満の時 172,000 円

2,000 m²以上 5,000 m²未満の時 245,000 円

5,000 m²以上 10,000 m²未満の時 302,000 円

10,000 m²以上 25,000 m²未満の時 357,000 円

25,000 m²以上の時 408,000 円

(イ) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による時 当該建築物の床面積の合計が

300 m²未満の時 41,000 円

300 m²以上 1,000 m²未満の時 52,000 円

1,000 m²以上 2,000 m²未満の時 68,000 円

2,000 m²以上 5,000 m²未満の時 110,000 円

5,000 m²以上 10,000 m²未満の時 144,000 円

10,000 m²以上 25,000 m²未満の時 173,000 円

25,000 m²以上のとき 203,000 円

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき
申請に係る建築物の住宅の部分について、次の（ア）又は（イ）に掲げる区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

（ア） 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するとき アに規定する額

（イ） 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額

（3） 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、（1）又は（2）に規定する額に、第76項の（3）のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額

別表第2第82項手数料の額の欄を次のように改める。

（1） 判定に係る建築物（住宅以外の部分に限る。以下この項、次項及び第87項において同じ。）の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（以下この項、次項及び第87項において「工場等」という。）である場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 判定に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基準（以下この項、次項、第86項及び第87項において「標準入力法・主要室入力法」という。）によるとき 当該建築物の床面積の合計が

1,000 m²未満のとき 29,000 円

1,000 m²以上 2,000 m²未満のとき 40,000 円

2,000 m²以上 5,000 m²未満のとき 95,000 円

5,000 m²以上 10,000 m²未満のとき 141,000 円

10,000 m²以上 25,000 m²未満のとき 174,000 円

25,000 m²以上のとき 215,000 円

イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ロに定める基準

(以下この項, 次項, 第 8 6 項及び第 8 7 項において「モデル建物法」という。) によるとき 当該建築物の床面積の合計が

1,000 m²未満のとき 25,000 円

1,000 m²以上 2,000 m²未満のとき 35,000 円

2,000 m²以上 5,000 m²未満のとき 89,000 円

5,000 m²以上 10,000 m²未満のとき 134,000 円

10,000 m²以上 25,000 m²未満のとき 166,000 円

25,000 m²以上のとき 206,000 円

(2) 判定に係る建築物の用途が工場等以外である場合にあっては, 次のア又はイに掲げる区分に応じ, 当該ア又はイに定める額

ア 判定に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 省令第 1 条第 1 項第 1 号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法によるとき 当該建築物の床面積の合計が

1,000 m²未満のとき 266,000 円

1,000 m²以上 2,000 m²未満のとき 344,000 円

2,000 m²以上 5,000 m²未満のとき 491,000 円

5,000 m²以上 10,000 m²未満のとき 604,000 円

10,000 m²以上 25,000 m²未満のとき 714,000 円

25,000 m²以上のとき 815,000 円

イ 判定に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, モデル建物法によるとき 当該建築物の床面積の合計が

1,000 m²未満のとき 103,000 円

1,000 m²以上 2,000 m²未満のとき 136,000 円

2,000 m²以上 5,000 m²未満のとき 221,000 円

5,000 m²以上 10,000 m²未満のとき 288,000 円

10,000 m²以上 25,000 m²未満のとき 346,000 円

25,000 m²以上のとき 406,000 円

別表第 2 第 8 4 項手数料の額の欄を次のように改める。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)第 3 4 条第 3 項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって, 法第 3 5 条第 1 項第 1 号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下この項及び次項において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合

していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）が交付したものに限り、以下この項及び次項において「適合証」という。）の提出がある場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき 4,000円

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき 申請に係る住宅の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計が

300㎡未満のとき 9,000円

300㎡以上2,000㎡未満のとき 19,000円

2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 42,000円

5,000㎡以上のとき 75,000円

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物であるとき 申請に係る建築物の床面積の合計が

300㎡未満のとき 9,000円

300㎡以上1,000㎡未満のとき 15,000円

1,000㎡以上2,000㎡未満のとき 25,000円

2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 75,000円

5,000㎡以上10,000㎡未満のとき 119,000円

10,000㎡以上25,000㎡未満のとき 150,000円

25,000㎡以上のとき 187,000円

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の（ア）又は（イ）に掲げる区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するとき アに規定する額

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じてイの規定により算出した額

(2) 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、適合証の提出がない場合にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準によるとき 当該単位住戸の床面積が

200㎡未満のとき 32,000円

200㎡以上のとき 36,000円

(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準によるとき 当該単位住戸の床面積が

200㎡未満のとき 16,000円

200㎡以上のとき 18,000円

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準によるとき 申請に係る住宅の床面積(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が

300㎡未満のとき 64,000円

300㎡以上2,000㎡未満のとき 108,000円

2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 183,000円

5,000㎡以上のとき 263,000円

(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準によるとき 申請に係る住宅の床面積(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が

300㎡未満のとき 30,000円

300 m²以上 2,000 m²未満のとき 53,000 円

2,000 m²以上 5,000 m²未満のとき 96,000 円

5,000 m²以上のとき 146,000 円

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額

(ア) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第10条第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法によるとき 当該建築物の床面積の合計が

300 m²未満のとき 213,000 円

300 m²以上 1,000 m²未満のとき 266,000 円

1,000 m²以上 2,000 m²未満のとき 344,000 円

2,000 m²以上 5,000 m²未満のとき 491,000 円

5,000 m²以上 10,000 m²未満のとき 604,000 円

10,000 m²以上 25,000 m²未満のとき 714,000 円

25,000 m²以上のとき 815,000 円

(イ) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法によるとき 当該建築物の床面積の合計が

300 m²未満のとき 81,000 円

300 m²以上 1,000 m²未満のとき 103,000 円

1,000 m²以上 2,000 m²未満のとき 136,000 円

2,000 m²以上 5,000 m²未満のとき 221,000 円

5,000 m²以上 10,000 m²未満のとき 288,000 円

10,000 m²以上 25,000 m²未満のとき 346,000 円

25,000 m²以上のとき 406,000 円

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するとき アに規定する額

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除

- く。)の合計に応じてイの規定により算出した額
- (3) 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、第76項の(3)のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額
- (4) 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画にあつては、申請に係る建築物について、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額をそれぞれ加算した額
- ア 法第34条第3項の申請建築物 (1), (2)又は(3)に規定する額
- イ 法第34条第3項の他の建築物 一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額

別表第2第85項手数料の額の欄を次のように改める。

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、適合証の提出がある場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)
- ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき 2,000円
- イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき 申請に係る住宅の床面積(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計が
- 300㎡未満のとき 4,000円
- 300㎡以上2,000㎡未満のとき 9,000円
- 2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 21,000円
- 5,000㎡以上のとき 37,000円
- ウ 認定の対象が住宅以外の建築物であるとき 申請に係る建築物の床面積の合計が
- 300㎡未満のとき 4,000円
- 300㎡以上1,000㎡未満のとき 8,000円
- 1,000㎡以上2,000㎡未満のとき 12,000円
- 2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 37,000円
- 5,000㎡以上10,000㎡未満のとき 59,000円

10,000 m²以上 25,000 m²未満のとき 75,000 円

25,000 m²以上のとき 94,000 円

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき
申請に係る建築物の住宅の部分について、次の（ア）又は（イ）に掲げる区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

（ア） 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するとき アに規定する額

（イ） 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額

（2） 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、適合証の提出がない場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。）

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき （ア）又は（イ）に規定する額

（ア） 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準によるとき 当該住宅の床面積が

200 m²未満のとき 16,000 円

200 m²以上のとき 18,000 円

（イ） 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準によるとき 当該住宅の床面積が

200 m²未満のとき 8,000 円

200 m²以上のとき 9,000 円

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき （ア）又は（イ）に規定する額

（ア） 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準によるとき 申請に係る住宅の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計が

300 m²未満のとき 32,000 円

300 m²以上 2,000 m²未満のとき 54,000 円

2,000 m²以上 5,000 m²未満のとき 92,000 円

5,000 m²以上のとき 131,000 円

(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準によるとき 申請に係る住宅の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計が

300 m²未満のとき 15,000 円

300 m²以上 2,000 m²未満のとき 27,000 円

2,000 m²以上 5,000 m²未満のとき 48,000 円

5,000 m²以上のとき 73,000 円

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額

(ア) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第10条第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法によるとき 当該建築物の床面積の合計が

300 m²未満のとき 106,000 円

300 m²以上 1,000 m²未満のとき 133,000 円

1,000 m²以上 2,000 m²未満のとき 172,000 円

2,000 m²以上 5,000 m²未満のとき 245,000 円

5,000 m²以上 10,000 m²未満のとき 302,000 円

10,000 m²以上 25,000 m²未満のとき 357,000 円

25,000 m²以上のとき 408,000 円

(イ) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法によるとき 当該建築物の床面積の合計が

300 m²未満のとき 41,000 円

300 m²以上 1,000 m²未満のとき 52,000 円

1,000 m²以上 2,000 m²未満のとき 68,000 円

2,000 m²以上 5,000 m²未満のとき 110,000 円

5,000 m²以上 10,000 m²未満のとき 144,000 円

10,000 m²以上 25,000 m²未満のとき 173,000 円

25,000 m²以上のとき 203,000 円

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の (ア) 又は (イ) に掲

げる区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

（ア） 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するとき アに規定する額

（イ） 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額

（3） 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、（1）又は（2）に規定する額に、第76項の（3）のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額（同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。）

（4） 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合にあつては、変更の申請に係る建築物につき、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額をそれぞれ加算した額
ア 法第34条第3項の申請建築物 （1）、（2）又は（3）に規定する額

イ 法第34条第3項の他の建築物 一の建築物につき前項の（1）又は（2）に規定する額

（5） 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、変更の申請に係る建築物につき、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額をそれぞれ加算した額

ア 法第34条第3項の申請建築物 （1）、（2）又は（3）に規定する額

イ 法第34条第3項の他の建築物（追加に係るものを除く。） 一の建築物につき（1）又は（2）に規定する額

ウ 法第34条第3項の他の建築物（追加に係るものに限る。） 一の建築物につき前項の（1）又は（2）に規定する額

別表第2第86項手数料の額の欄を次のように改める。

（1） 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面（当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合に

あつては登録住宅性能評価機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）が交付したものに限り、以下この項において「適合証」という。）の提出がある場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき 4,000円

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき 申請に係る住宅の床面積（省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計が

300㎡未満のとき 9,000円

300㎡以上2,000㎡未満のとき 19,000円

2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 42,000円

5,000㎡以上のとき 75,000円

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物であるとき 申請に係る建築物の床面積の合計が

300㎡未満のとき 9,000円

300㎡以上1,000㎡未満のとき 15,000円

1,000㎡以上2,000㎡未満のとき 25,000円

2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 75,000円

5,000㎡以上10,000㎡未満のとき 119,000円

10,000㎡以上25,000㎡未満のとき 150,000円

25,000㎡以上のとき 187,000円

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の（ア）又は（イ）に掲げる区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

（ア） 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するとき アに規定する額

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じてイの規定により算出した額

(2) 適合証の提出がない場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準(以下この項において「性能基準」という。)によるとき 当該住宅の床面積が

200㎡未満のとき 32,000円

200㎡以上のとき 36,000円

(イ) 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準(以下この項において「モデル住宅法・フロア入力法」という。)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準(以下この項において「仕様基準」という。)によるとき 当該住宅の床面積が

200㎡未満のとき 16,000円

200㎡以上のとき 18,000円

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準によるとき 当該住宅の床面積(省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が

300㎡未満のとき 64,000円

300㎡以上2,000㎡未満のとき 108,000円

2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 183,000円

5,000㎡以上のとき 263,000円

(イ) 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル住宅法・フロア入力法又は仕様基準によるとき 当該住宅の床面積(省令第4条第3

項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が

300㎡未満のとき 31,000円

300㎡以上2,000㎡未満のとき 53,000円

2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 96,000円

5,000㎡以上のとき 146,000円

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物であるとき (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法によるとき当該建築物の床面積の合計が

300㎡未満のとき 213,000円

300㎡以上1,000㎡未満のとき 266,000円

1,000㎡以上2,000㎡未満のとき 344,000円

2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 491,000円

5,000㎡以上10,000㎡未満のとき 604,000円

10,000㎡以上25,000㎡未満のとき 714,000円

25,000㎡以上のとき 815,000円

(イ) 申請に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法によるとき当該建築物の床面積の合計が

300㎡未満のとき 81,000円

300㎡以上1,000㎡未満のとき 103,000円

1,000㎡以上2,000㎡未満のとき 136,000円

2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 221,000円

5,000㎡以上10,000㎡未満のとき 288,000円

10,000㎡以上25,000㎡未満のとき 346,000円

25,000㎡以上のとき 406,000円

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するとき アに規定する額

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じてイの規定により算出した額

第2条 ひたちなか市手数料条例の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第65項」を「第68項」に、「第68項から第73項まで及び第75項から第87項まで」を「第71項から第76項まで及び第78項から第90項まで」に改める。

別表第2中第87項を第90項とし、第86項を第89項とし、同表第85項中「第76項の(3)のア」を「第79項の(3)のア」に改め、同項を同表第88項とし、同表第84項中「第76項の(3)のア」を「第79項の(3)のア」に改め、同項を同表第87項とし、同表中第83項を第86項とし、同表第82項中「第87項」を「第90項」に、「第86項」を「第89項」に改め、同項を同表第85項とし、同表中第81項を第84項とし、同表第80項中「第76項の(3)のア」を「第79項の(3)のア」に改め、同項を同表第83項とし、同表第79項中「第84項から第86項まで」を「第87項から第89項まで」に、「第82項から第87項まで」を「第85項から第90項まで」に、「第84項及び第85項」を「第87項及び第88項」に、「第76項の(3)のア」を「第79項の(3)のア」に改め、同項を同表第82項とし、同表中第78項を第81項とし、第58項から第77項までを3項ずつ繰り下げ、同表第57項中「又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例の許可」を「若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等に関する特例の許可」に、「一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料」を「一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等に関する特例許可申請手数料」に改め、「建築物(」の次に「新築する」を加え、「又は一敷地内許可建築物を除く」を「若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物又は増築等をする一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物に限る」に改め、同項を同表第60項とし、同表第56項中「建築の認定」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等認定申請手数料」に改め、「建築物(」の次に「新築する」を加え、「を除く」を「以外の建築物又は増築等(建築基準法第86条の2第1項に規定する増築等をいう。次項において同じ。)をする一敷地内認定建築物に限る」に改め、同項を同表第59項とし、同表第55項中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」

に改め、同項を同表第 5 8 項とし、同表第 5 4 項中「一団地内に建築される 1 又は 2 以上の建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料」を「一団地内に建築等をする 1 又は 2 以上の建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料」に改め、同項を同表第 5 7 項とし、同表第 5 3 項中「既存建築物を除く」を「建築等（建築基準法第 8 6 条第 1 項に規定する建築等をいう。第 5 8 項において同じ。）をするものに限る」に改め、同項を同表第 5 6 項とし、同表第 5 2 項中「一団地内に建築される 1 又は 2 以上の建築物の特例認定申請手数料」を「一団地内に建築等をする 1 又は 2 以上の建築物の特例認定申請手数料」に改め、同項を同表第 5 5 項とし、同表中第 5 1 項を第 5 4 項とし、第 3 2 項から第 5 0 項までを 3 項ずつ繰り下げ、第 3 1 項を第 3 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

3 4 建築基準法第 5 8 条第 2 項の規定に基づく建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査	高度地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000 円
---	---------------------------	-----------

別表第 2 中第 3 0 項を第 3 2 項とし、第 2 7 項から第 2 9 項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表第 2 6 項中「第 5 5 条第 3 項各号」を「第 5 5 条第 4 項各号」に、「許可の申請」を「適用除外に係る許可の申請」に、「建築物の高さの許可申請手数料」を「建築物の高さの適用除外に係る許可申請手数料」に改め、同項を同表第 2 8 項とし、同表中第 2 5 項を第 2 6 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

2 7 建築基準法第 5 5 条第 3 項の規定に基づく建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000 円
---	------------------	-----------

別表第 2 中第 2 4 項を第 2 5 項とし、第 2 0 項から第 2 3 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 1 9 項の次に次の 1 項を加える。

2 0 建築基準法第 5 2 条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	27,000 円
--	-------------------	----------

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

旧			新			備考
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）			
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	
1～78 略	略	略	1～78 略	略	略	
79 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「誘導基準」という。）に適合していることを証する書面（当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）（建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）が交付したものに限り、以下	79 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「誘導基準」という。）に適合していることを証する書面（当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）（建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）が交付したものに限り、以下	

旧		新		備考	
		<p>この項及び次項において「適合証」という。)の提出がある場合にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)</p> <p>ア 認定の対象が住宅の単位住戸(住宅の部分の一の住戸をいう。以下同じ。)であるとき (ア)又は(イ)に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る単位住戸が1のとき 4,000円</p> <p>(イ) 申請に係る単位住戸が2以上のとき 当該単位住戸の床面積の合計が 300㎡未満のとき 9,000円 300㎡以上2,000㎡未満のとき 19,000円 2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 42,000円 5000㎡以上のとき 75,000円</p> <p>イ 認定の対象が住宅(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。)であるとき 申請に係る住宅の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計が 300㎡未満のとき 9,000円 300㎡以上2,000㎡未満のとき 19,000円 2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 42,000円 5,000㎡以上のとき 75,000円</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき</p>			
			<p>この項及び次項において「適合証」という。)の提出がある場合にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)</p> <p>ア 認定の対象が1の単位住戸(住宅の部分の一の住戸をいう。以下この項、次項及び第8.4項から第8.6項までにおいて同じ。)を有する住宅であるとき 4,000円</p> <p>イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき 申請に係る住宅の床面積の合計が 300㎡未満のとき 9,000円 300㎡以上2,000㎡未満のとき 19,000円 2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 42,000円 5,000㎡以上のとき 75,000円</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき</p>		

旧			新			備考
		<p>申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p> <p>(2) 適合証の提出がない場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）</p> <p>ア 認定の対象が住宅の単位住戸であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る単位住戸が1のとき 当該単位住戸の床面積が</p>			<p>申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p> <p>(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するとき アに規定する額</p> <p>(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額</p> <p>(2) 適合証の提出がない場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）</p> <p>ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項、次項及び第82項から第87項までにおいて「省令」という。）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準（以下この項、次項、第84項及び第85項において「性能基準」という。）によるとき 当該単</p>	

旧		新		備考
	<p>200㎡未満のとき 32,000円</p> <p>200㎡以上のとき 36,000円</p> <p>(イ) 申請に係る単位住戸が2以上のとき 当該単位住戸の床面積の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 64,000円</p> <p>300㎡以上2,000㎡未満のとき 108,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 183,000円</p> <p>5,000㎡以上のとき 263,000円</p> <p>イ 認定の対象が住宅(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。)であるとき 申請に係る住宅の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 64,000円</p> <p>300㎡以上2,000㎡未満のとき 108,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 183,000円</p> <p>5,000㎡以上のとき 263,000円</p>		<p>位住戸の床面積が</p> <p>200㎡未満のとき 32,000円</p> <p>200㎡以上のとき 36,000円</p> <p>(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1.0条第2号イ(2)及びびロ(2)に定める基準(以下この項、次項、第8.4項及び第8.5項において「誘導仕様基準」という。)によるとき 当該単位住戸の床面積が</p> <p>200㎡未満のとき 16,000円</p> <p>200㎡以上のとき 18,000円</p> <p>イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき (ア)又は(イ)に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準によるとき 申請に係</p>	

旧			新			備考
		<p>ウ 認定の対象が住宅以外の建築物であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項、次項及び第82項から第87項までにおいて「省令」という。）第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基準（次項、第82項、第83項、第86項及び第87項</u></p>			<p>る住宅の床面積の合計が</p> <p><u>300㎡未満のとき</u> 64,000円</p> <p><u>300㎡以上2,000㎡未満のとき</u> 108,000円</p> <p><u>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき</u> 183,000円</p> <p><u>5,000㎡以上のとき</u> 263,000円</p> <p>(イ) <u>申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準によるとき</u> 申請に係る住宅の床面積の合計が</p> <p><u>300㎡未満のとき</u> 30,000円</p> <p><u>300㎡以上2,000㎡未満のとき</u> 53,000円</p> <p><u>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき</u> 96,000円</p> <p><u>5,000㎡以上のとき</u> 146,000円</p> <p>ウ 認定の対象が住宅以外の建築物であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、<u>省令第10条第1号ただし書に定める方法又は同号イ(1)及びロ(1)に定める基準（次項、第84項及び第85項において「標準入力法・主要室入力法」という。）によるとき</u> 当該建築物の床面積の合計が</p>	

旧			新			備考
		<p>において「標準入力法・主要室入力法」という。) によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>300 m² 未 満 の とき 213,000円</p> <p>300 m²以上1,000 m²未満 のとき 266,000円</p> <p>1,000 m²以上2,000 m²未 満のとき 344,000円</p> <p>2,000 m²以上5,000 m²未 満のとき 491,000円</p> <p>5,000 m²以上10,000 m²未 満のとき 604,000円</p> <p>10,000 m²以上25,000 m² 未満のとき 714,000円</p> <p>25,000 m² 以上 の とき 815,000円</p> <p>(イ) 申請に係る建築物につい て、誘導基準に適合してい るかどうかの基準が、省令 <u>第1条第1項第1号ロ</u>に定 める基準(次項、<u>第8.2</u> <u>項</u>、<u>第8.3項</u>、<u>第8.6項</u>及 び<u>第8.7項</u>において「モデル 建物法」という。)によ るとき 当該建築物の床面 積の合計が</p> <p>300 m² 未 満 の とき 81,000円</p> <p>300 m²以上1,000 m²未満 のとき 103,000円</p> <p>1,000 m²以上2,000 m²未 満のとき 136,000円</p> <p>2,000 m²以上5,000 m²未 満のとき 221,000円</p> <p>5,000 m²以上10,000 m²未 満のとき 288,000円</p> <p>10,000 m²以上25,000 m² 未満のとき 346,000円</p>			<p>300 m² 未 満 の とき 213,000円</p> <p>300 m²以上1,000 m²未満 のとき 266,000円</p> <p>1,000 m²以上2,000 m²未 満のとき 344,000円</p> <p>2,000 m²以上5,000 m²未 満のとき 491,000円</p> <p>5,000 m²以上10,000 m²未 満のとき 604,000円</p> <p>10,000 m²以上25,000 m² 未満のとき 714,000円</p> <p>25,000 m² 以上 の とき 815,000円</p> <p>(イ) 申請に係る建築物につい て、誘導基準に適合してい るかどうかの基準が、省令 <u>第10条第1号イ(2)</u>及 <u>びロ(2)</u>に定める基準 (次項、<u>第8.4項</u>及び<u>第8</u> <u>5項</u>において「モデル建物 法」という。)によるとき 当該建築物の床面積の合計 が</p> <p>300 m² 未 満 の とき 81,000円</p> <p>300 m²以上1,000 m²未満 のとき 103,000円</p> <p>1,000 m²以上2,000 m²未 満のとき 136,000円</p> <p>2,000 m²以上5,000 m²未 満のとき 221,000円</p> <p>5,000 m²以上10,000 m²未 満のとき 288,000円</p> <p>10,000 m²以上25,000 m² 未満のとき 346,000円</p>	

旧			新			備考
		<p>25,000㎡以上のとき 406,000円</p> <p>エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p>			<p>25,000㎡以上のとき 406,000円</p> <p>エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき申請に係る建築物の住宅の部分について、次の（ア）又は（イ）に掲げる区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p> <p>（ア） 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するとき アに規定する額</p> <p>（イ） 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額</p>	
		(3) 略			(3) 略	
80 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>(1) 適合証の提出がある場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）</p> <p>ア 認定の対象が住宅の単位住戸であるとき (ア)又は(イ)に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る単位住戸が1のとき 2,000円</p> <p>(イ) 申請に係る単位住戸が2以上のとき 当該単位住戸の床面積の合計が 300㎡未満のとき 4,000円 300㎡以上2,000㎡未満のとき 9,000円 2,000㎡以上5,000㎡未</p>	80 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>(1) 適合証の提出がある場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）</p> <p>ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき 2,000円</p>	

旧		新		備考
	<p>満のとき 21,000円 <u>5,000㎡以上のとき</u> 38,000円</p> <p>イ 認定の対象が住宅（認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。）であるとき 申請に係る住宅の床面積（共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 4,000円 300㎡以上2,000㎡未満のとき 9,000円 2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 21,000円 5,000㎡以上のとき 38,000円</p> <p>ウ 認定の対象が住宅以外の建築物であるとき 申請に係る建築物の床面積の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 4,000円 300㎡以上1000㎡未満のとき 8,000円 1,000㎡以上2,000㎡未満のとき 13,000円 2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 38,000円 5,000㎡以上10,000㎡未満のとき 59,000円 10,000㎡以上25,000㎡未満のとき 75,000円 25,000㎡以上のとき 94,000円</p> <p>エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定によ</p>		<p>イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき 申請に係る住宅の床面積の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 4,000円 300㎡以上2,000㎡未満のとき 9,000円 2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 21,000円 5,000㎡以上のとき 38,000円</p> <p>ウ 認定の対象が住宅以外の建築物であるとき 申請に係る建築物の床面積の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 4,000円 300㎡以上1,000㎡未満のとき 8,000円 1,000㎡以上2,000㎡未満のとき 13,000円 2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 38,000円 5,000㎡以上10,000㎡未満のとき 59,000円 10,000㎡以上25,000㎡未満のとき 75,000円 25,000㎡以上のとき 94,000円</p> <p>エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の（ア）又は（イ）に掲げる区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p>	

旧		新		備考
	り算出した額を加算した額			
	<p>(2) 適合証の提出がない場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）</p> <p>ア 認定の対象が住宅の単位住戸であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る単位住戸が1のとき 当該住宅の床面積が</p> <p>200㎡未満のとき 16,000円</p> <p>200㎡以上のとき 18,000円</p> <p>(イ) 申請に係る単位住戸が2以上のとき 当該単位住戸の床面積の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 32,000円</p> <p>300㎡以上2,000㎡未満のとき 54,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 92,000円</p> <p>5,000㎡以上のとき 131,000円</p>		<p>(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するときアに規定する額</p> <p>(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額</p> <p>(2) 適合証の提出がない場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）</p> <p>ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準によるとき 当該住宅の床面積が</p> <p>200㎡未満のとき 16,000円</p> <p>200㎡以上のとき 18,000円</p> <p>(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準によるとき 当該住宅の床面積が</p> <p>200㎡未満のとき 8,000円</p> <p>200㎡以上のとき 9,000円</p>	

旧			新			備考
		<p>イ 認定の対象が住宅（認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。）であるとき 申請に係る住宅の床面積（共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 32,000円</p> <p>300㎡以上2,000㎡未満のとき 54,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 92,000円</p> <p>5,000㎡以上のとき 131,000円</p>			<p>イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準によるとき 申請に係る住宅の床面積の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 32,000円</p> <p>300㎡以上2,000㎡未満のとき 54,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 92,000円</p> <p>5,000㎡以上のとき 131,000円</p> <p>(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準によるとき 申請に係る住宅の床面積の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 15,000円</p> <p>300㎡以上2,000㎡未満のとき 27,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 48,000円</p> <p>5,000㎡以上のとき 73,000円</p>	

旧			新			備考
		<p>ウ 認定の対象が住宅以外の建築物であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 106,000円</p> <p>300㎡以上1,000㎡未満のとき 133,000円</p> <p>1,000㎡以上2,000㎡未満のとき 172,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 245,000円</p> <p>5,000㎡以上10,000㎡未満のとき 302,000円</p> <p>10,000㎡以上25,000㎡未満のとき 357,000円</p> <p>25,000㎡以上のとき 408,000円</p> <p>(イ) 略</p> <p>エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p>			<p>ウ 認定の対象が住宅以外の建築物であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1.0条第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 106,000円</p> <p>300㎡以上1,000㎡未満のとき 133,000円</p> <p>1,000㎡以上2,000㎡未満のとき 172,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 245,000円</p> <p>5,000㎡以上10,000㎡未満のとき 302,000円</p> <p>10,000㎡以上25,000㎡未満のとき 357,000円</p> <p>25,000㎡以上のとき 408,000円</p> <p>(イ) 略</p> <p>エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p> <p>(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するとき アに規定する額</p> <p>(イ) 建築物の住宅の部分が2</p>	

旧			新			備考
		(3) 略			以上の単位住戸を有するとき申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額	
8 1 略	略	略	8 1 略	略	略	
8 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>(1) 判定に係る建築物（住宅以外の部分に限る。以下この項、次項及び第87項において同じ。）の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（以下この項、次項及び第87項において「工場等」という。）である場合にあつては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 判定に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<u>法律第2条第3号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p style="text-align: center;">1,000㎡未満のとき 29,000円 1,000㎡以上2,000㎡未満のとき 40,000円 2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 95,000円 5,000㎡以上10,000㎡未満のとき 141,000円</p>	8 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>(1) 判定に係る建築物（住宅以外の部分に限る。以下この項、次項及び第87項において同じ。）の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（以下この項、次項及び第87項において「工場等」という。）である場合にあつては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 判定に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<u>法律第2条第1項第3号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は<u>同号イに定める基準</u>（以下この項、次項、<u>第86項及び第87項において「標準入力法・主要室入力法」という。</u>）によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p style="text-align: center;">1,000㎡未満のとき 29,000円 1,000㎡以上2,000㎡未満のとき 40,000円 2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 95,000円 5,000㎡以上10,000㎡未満のとき 141,000円</p>	

旧			新			備考
		<p>10,000㎡以上25,000㎡未満のとき 174,000円 25,000㎡以上のとき 215,000円</p> <p>イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>1,000㎡未満のとき 25,000円 1,000㎡以上2,000㎡未満のとき 35,000円 2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 89,000円 5,000㎡以上10,000㎡未満のとき 134,000円 10,000㎡以上25,000㎡未満のとき 166,000円 25,000㎡以上のとき 206,000円</p> <p>(2) 略</p>			<p>10,000㎡以上25,000㎡未満のとき 174,000円 25,000㎡以上のとき 215,000円</p> <p>イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、<u>省令第1条第1項第1号ロに定める基準（以下この項、次項、第8.6項及び第8.7項において「モデル建物法」という。）</u>によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>1,000㎡未満のとき 25,000円 1,000㎡以上2,000㎡未満のとき 35,000円 2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 89,000円 5,000㎡以上10,000㎡未満のとき 134,000円 10,000㎡以上25,000㎡未満のとき 166,000円 25,000㎡以上のとき 206,000円</p> <p>(2) 略</p>	
8.3 略	略	略	8.3 略	略	略	
8.4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準（以下この項及び次項において「誘導基準」という。）に適合していることを証する書面（当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー	8.4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準（以下この項及び次項において「誘導基準」という。）に適合していることを証する書面（当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー	

旧			新			備考
		<p>消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）が交付したものに限り、以下この項及び次項において「適合証」という。）の提出がある場合にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）</p> <p>ア 認定の対象が住宅の単位住戸であるとき <u>（ア）又は（イ）に規定する額</u></p> <p><u>（ア）申請に係る単位住戸が1のとき 4,000円</u></p> <p><u>（イ）申請に係る単位住戸が2以上のとき 当該単位住戸の床面積の合計が</u> <u>300㎡未満のとき 9,000円</u> <u>300㎡以上2,000㎡未満のとき 19,000円</u> <u>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 42,000円</u> <u>5,000㎡以上のとき 75,000円</u></p> <p>イ 認定の対象が住宅（認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅</p>			<p>消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）が交付したものに限り、以下この項及び次項において「適合証」という。）の提出がある場合にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）</p> <p>ア 認定の対象が<u>1の単位住戸を有する住宅</u>であるとき <u>4,000円</u></p> <p>イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき <u>申請に</u></p>	

旧			新			備考
		<p>の場合に限る。)であるとき 申請に係る住宅の床面積(省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 9,000円</p> <p>300㎡以上2,000㎡未満のとき 19,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 42,000円</p> <p>5,000㎡以上のとき 75,000円</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p> <p>(2) 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、適合証の提出がない場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額(建築基</p>			<p>係る住宅の床面積(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 9,000円</p> <p>300㎡以上2,000㎡未満のとき 19,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 42,000円</p> <p>5,000㎡以上のとき 75,000円</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p> <p>(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するときアに規定する額</p> <p>(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じてイの規定により算出した額</p> <p>(2) 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、適合証の提出がない場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額(建築基</p>	

旧		新		備考
	<p>準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)</p> <p>ア 認定の対象が住宅の単位住戸であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る単位住戸が1のとき 当該単位住戸の床面積が</p> <p>200㎡未満のとき 32,000円</p> <p>200㎡以上のとき 36,000円</p> <p>(イ) 申請に係る単位住戸が2以上のとき 当該単位住戸の床面積の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 64,000円</p> <p>300㎡以上2,000㎡未満のとき 108,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 183,000円</p> <p>5,000㎡以上のとき 263,000円</p> <p>イ 認定の対象が住宅(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。)であるとき 申請に係る住宅の床面積(省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 64,000円</p> <p>300㎡以上2,000㎡未満のとき 108,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 183,000円</p> <p>5,000㎡以上のとき 263,000円</p>		<p>準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)</p> <p>ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準によるとき 当該単位住戸の床面積が</p> <p>200㎡未満のとき 32,000円</p> <p>200㎡以上のとき 36,000円</p> <p>(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準によるとき 当該単位住戸の床面積が</p> <p>200㎡未満のとき 16,000円</p> <p>200㎡以上のとき 18,000円</p> <p>イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額</p>	

旧			新			備考
		<p>ウ 認定の対象が住宅以外の建築物であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令</p>			<p>(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準によるとき 申請に係る住宅の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 64,000円</p> <p>300㎡以上2,000㎡未満のとき 108,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 183,000円</p> <p>5,000㎡以上のとき 263,000円</p> <p>(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準によるとき 申請に係る住宅の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 30,000円</p> <p>300㎡以上2,000㎡未満のとき 53,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 96,000円</p> <p>5,000㎡以上のとき 146,000円</p> <p>ウ 認定の対象が住宅以外の建築物であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令</p>	

旧			新			備考
		<p>第10条第1号ただし書に定める方法又は同号イ(1)及びロ(1)に定める基準(次項において「標準入力法・主要室入力法」という。)によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 213,000円</p> <p>300㎡以上1,000㎡未満のとき 266,000円</p> <p>1,000㎡以上2,000㎡未満のとき 344,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 491,000円</p> <p>5,000㎡以上10,000㎡未満のとき 604,000円</p> <p>10,000㎡以上25,000㎡未満のとき 714,000円</p> <p>25,000㎡以上のとき 815,000円</p> <p>(イ) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、<u>省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準</u>(次項において「モデル建物法」という。)によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 81,000円</p> <p>300㎡以上1,000㎡未満のとき 103,000円</p> <p>1,000㎡以上2,000㎡未満のとき 136,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 221,000円</p> <p>5,000㎡以上10,000㎡未満のとき 288,000円</p>			<p>第10条第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 213,000円</p> <p>300㎡以上1,000㎡未満のとき 266,000円</p> <p>1,000㎡以上2,000㎡未満のとき 344,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 491,000円</p> <p>5,000㎡以上10,000㎡未満のとき 604,000円</p> <p>10,000㎡以上25,000㎡未満のとき 714,000円</p> <p>25,000㎡以上のとき 815,000円</p> <p>(イ) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、<u>モデル建物法</u>によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 81,000円</p> <p>300㎡以上1,000㎡未満のとき 103,000円</p> <p>1,000㎡以上2,000㎡未満のとき 136,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 221,000円</p> <p>5,000㎡以上10,000㎡未満のとき 288,000円</p>	

旧			新			備考
		<p>10,000㎡以上25,000㎡未満のとき 346,000円 25,000㎡以上のとき 406,000円</p> <p>エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p>			<p>10,000㎡以上25,000㎡未満のとき 346,000円 25,000㎡以上のとき 406,000円</p> <p>エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき申請に係る建築物の住宅の部分について、次の（ア）又は（イ）に掲げる区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p> <p>（ア）建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するときアに規定する額 （イ）建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額</p>	
		(3)・(4) 略			(3)・(4) 略	
85 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、適合証の提出がある場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。） ア 認定の対象が住宅の単位住戸で	85 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、適合証の提出がある場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。） ア 認定の対象が1の単位住戸を有	

旧			新			備考
		<p>(2) 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、適合証の提出がない場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。）</p> <p>ア 認定の対象が<u>住宅</u>の単位住戸であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る<u>単位住戸が1</u>のとき 当該住宅の床面積が</p> <p style="padding-left: 40px;">200㎡未満のとき 16,000円</p> <p style="padding-left: 40px;">200㎡以上のとき 18,000円</p> <p>(イ) 申請に係る<u>単位住戸が2</u>以上のとき 当該<u>単位住戸</u>の床面積の合計が</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>300㎡未満のとき</u> 32,000円</p>			<p>の単位住戸を有するとき アに規定する額</p> <p>(イ) <u>建築物の住宅の部分が2</u>以上の単位住戸を有するとき 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額</p> <p>(2) 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、適合証の提出がない場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。）</p> <p>ア 認定の対象が<u>1</u>の単位住戸を有する住宅であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る<u>住宅</u>について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準によるとき 当該住宅の床面積が</p> <p style="padding-left: 40px;">200㎡未満のとき 16,000円</p> <p style="padding-left: 40px;">200㎡以上のとき 18,000円</p> <p>(イ) 申請に係る<u>住宅</u>について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準によるとき 当該住宅の床面積が</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>200㎡未満のとき</u> 8,000円</p>	

旧			新			備考
		<p>300㎡以上2,000㎡未満 のとき 54,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未 満のとき 92,000円</p> <p>5,000㎡以上のとき 131,000円</p> <p>イ 認定の対象が住宅（認定の対象 が2以上の単位住戸を有する住宅 の場合に限る。）であるとき 申 請に係る住宅の床面積（省令第4 条第3項第2号の規定を適用する 場合にあつては、共用部分の床面 積を除く。）の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 32,000円</p> <p>300㎡以上2,000㎡未満のとき 54,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 92,000円</p> <p>5,000㎡以上のとき 131,000円</p>			<p>200㎡以上のとき 9,000円</p> <p>イ 認定の対象が2以上の単位住戸 を有する住宅であるとき (ア) 又は(イ)に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る住宅につい て、誘導基準に適合してい るかどうかの基準が、性能 基準によるとき 申請に係 る住宅の床面積（省令第1 3条第3項第2号の規定を 適用する場合にあつては、 共用部分の床面積を除 く。）の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 32,000円</p> <p>300㎡以上2,000㎡未満 のとき 54,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未 満のとき 92,000円</p> <p>5,000㎡以上のとき 131,000円</p> <p>(イ) 申請に係る住宅につい て、誘導基準に適合してい るかどうかの基準が、誘導 仕様基準によるとき 申請</p>	

旧			新			備考			
		<p>ウ 略</p> <p>エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p>			<p>に係る住宅の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 15,000円</p> <p>300㎡以上2,000㎡未満のとき 27,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 48,000円</p> <p>5,000㎡以上のとき 73,000円</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき申請に係る建築物の住宅の部分について、次の（ア）又は（イ）に掲げる区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p> <p>（ア） 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するとき アに規定する額</p> <p>（イ） 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額</p>				
		(3) ~ (5) 略			(3) ~ (5) 略				
86	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41	建築物エネルギー消費性能認定申請手数	(1)	建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面（当該適合していることを証する対象が	86	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41	建築物エネルギー消費性能認定申請手数	(1)	建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面（当該適合していることを証する対象が

旧		新		備考	
<p>条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>		<p>住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）が交付したものに限り、以下の項において「適合証」という。）の提出がある場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p>	<p>条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）が交付したものに限り、以下の項において「適合証」という。）の提出がある場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき申請に係る建築物の住宅の部分について、次の（ア）又は（イ）に掲げる区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p> <p>（ア）建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するときアに規定する額</p> <p>（イ）建築物の住宅の部分が2</p>	

旧			新			備考
		<p>(2) 適合証の提出がない場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額</p> <p>ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、<u>省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準</u> (以下この項において「仕様基準」という。) による とき 当該住宅の床面積が</p> <p style="text-align: center;">200㎡未満のとき 16,000円</p> <p style="text-align: center;">200㎡以上のとき 18,000円</p> <p>イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費</p>			<p><u>以上の単位住戸を有するとき 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積 (省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)</u> の合計に応じてイの規定により算出した額</p> <p>(2) 適合証の提出がない場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額</p> <p>ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、<u>省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準</u> (以下この項において「モデル住宅法・フロア入力法」という。) 又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準 (以下この項において「仕様基準」という。) による とき 当該住宅の床面積が</p> <p style="text-align: center;">200㎡未満のとき 16,000円</p> <p style="text-align: center;">200㎡以上のとき 18,000円</p> <p>イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費</p>	

旧			新			備考
		<p>性能基準に適合しているかどうかの基準が、<u>省令第1条第1項第2号イ(2)(i i)及びロ(2)に定める基準又は仕様基準</u>による時 当該住宅の床面積（<u>省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合</u>にあつては、<u>共用部分の床面積を除く。</u>）の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 31,000円</p> <p>300㎡以上2,000㎡未満のとき 53,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 96,000円</p> <p>5,000㎡以上のとき 146,000円</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき <u>申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合</u>にあつては、<u>共用部分の床面積を除く。</u>）の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p>			<p>性能基準に適合しているかどうかの基準が、<u>モデル住宅法・フロア入力法又は仕様基準</u>による時 当該住宅の床面積（<u>省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合</u>にあつては、<u>共用部分の床面積を除く。</u>）の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 31,000円</p> <p>300㎡以上2,000㎡未満のとき 53,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 96,000円</p> <p>5,000㎡以上のとき 146,000円</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき <u>申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</u></p> <p><u>(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する時</u> アに規定する額</p> <p><u>(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する時</u> 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（<u>省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合</u>にあつては、<u>共用部分の床面積を除く。</u>）の合計に応じてイの</p>	

旧			新			備考
					規定により算出した額	
87 略	略	略	87 略	略	略	
備考 略			備考 略			

ひたちなか市手数料条例新旧対照表（第2条関係）

旧			新			備考
(手数料の免除) 第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、手数料は、徴収しない。 (1) 略 (2) 国又は地方公共団体がその職務上必要とするための申請によるとき (別表第2第1項から第6.5項まで、第6.8項から第7.3項まで及び 第7.5項から第8.7項までに掲げる手数料であるときを除く。) (3)～(9) 略			(手数料の免除) 第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、手数料は、徴収しない。 (1) 略 (2) 国又は地方公共団体がその職務上必要とするための申請によるとき (別表第2第1項から第6.8項まで、第7.1項から第7.6項まで及び 第7.8項から第9.0項までに掲げる手数料であるときを除く。) (3)～(9) 略			
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）			
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	
1～19 略	略	略	1～19 略	略	略	
2.0～2.5 略	略	略	2.0 建築基準法第5 2条第6項第3号の 規定に基づく建築物 の容積率に関する特 例の認定の申請に対 する審査	建築物の容積 率の特例認定 申請手数料	27,000円	
2.6 建築基準法第5 5条第3項各号の規 定に基づく建築物の 高さの許可の申請に 対する審査	建築物の高さ の許可申請手 数料	160,000円	2.1～2.6 略	略	略	
2.7～3.1 略	略	略	2.7 建築基準法第5 5条第3項の規定に 基づく建築物の高さ の特例の許可の申請 に対する審査	建築物の高さ の特例許可申 請手数料	160,000円	
3.2～5.1 略	略	略	2.8 建築基準法第5 5条第4項各号の規 定に基づく建築物の 高さの適用除外に係 る許可の申請に対す る審査	建築物の高さ の適用除外に 係る許可申請 手数料	160,000円	
5.2 建築基準法第8	一団地内に建	略	2.9～3.3 略	略	略	
			3.4 建築基準法第5 8条第2項の規定に 基づく建築物の高さ の特例の許可の申請 に対する審査	高度地区内に おける建築物 の高さの特例 許可申請手数 料	160,000円	
			3.5～5.4 略	略	略	
			5.5 建築基準法第8	一団地内に建	略	

旧			新			備考
6条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る建築物の特例の認定の申請に対する審査	築される1又は2以上の建築物の特例認定申請手数料		6条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る建築物の特例の認定の申請に対する審査	築等をする1又は2以上の建築物の特例認定申請手数料		
5.3 建築基準法第8条第2項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る建築物の特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例認定申請手数料	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては78,000円 建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	5.6 建築基準法第8条第2項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る建築物の特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例認定申請手数料	建築物（建築等（建築基準法第8.6条第1項に規定する建築等をいう。第5.8項において同じ。）をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては78,000円 建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	
5.4 建築基準法第8条第3項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	一団地内に築される1又は2以上の建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料	略	5.7 建築基準法第8条第3項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	一団地内に築等をする1又は2以上の建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料	略	
5.5 建築基準法第8条第4項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	5.8 建築基準法第8条第4項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料	建築物（建築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	
5.6 建築基準法第8	一敷地内認定	建築物（一敷地内認定建築物を除く。以	5.9 建築基準法第8	一敷地内認定	建築物（新築する一敷地内認定建築物以	

旧			新			備考
6条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては78,000円 建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	6条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査	建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等認定申請手数料	外の建築物又は増築等(建築基準法第8.6条の2第1項に規定する増築等をいう。次項において同じ。)をする一敷地内認定建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては78,000円 建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	
5.7 建築基準法第8.6条の2第2項又は第3項の規定に基づく一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可の申請に対する審査	一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料	建築物(一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては238,000円 建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	6.0 建築基準法第8.6条の2第2項又は第3項の規定に基づく一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等に関する特例許可の申請に対する審査	一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等に関する特例許可申請手数料	建築物(新築する一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物又は増築等をする一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては238,000円 建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	
5.8～7.8 略	略	略	6.1～8.1 略	略	略	
7.9 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第5.3条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第5.4条第1項第1号に掲げる基準(以下この項及び次項において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5.5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。)(建築基準法第7.7条の2.1第1項に規定する指定確認検査機関(以下「指定確認検査機関」という。)の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第5.3号)第1.5条第1項に規定する登録	8.2 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第5.3条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第5.4条第1項第1号に掲げる基準(以下この項及び次項において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5.5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。)(建築基準法第7.7条の2.1第1項に規定する指定確認検査機関(以下「指定確認検査機関」という。)の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第5.3号)第1.5条第1項に規定する登録	

旧			新			備考
		<p>物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項、次項及び第8.2項から第8.7項までにおいて「省令」という。）第10条第2号イ（1）及びロ（1）に定める基準（以下この項、次項、第8.4項及び第8.5項において「性能基準」という。）によるとき 当該単位住戸の床面積が</p> <p>200㎡未満のとき32,000円</p> <p>200㎡以上のとき36,000円</p> <p>（イ）申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準（以下この項、次項、第8.4項及び第8.5項において「誘導仕様基準」という。）によるとき 当該単位住戸の床面積が</p> <p>200㎡未満のとき16,000円</p> <p>200㎡以上のとき18,000円</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 認定の対象が住宅以外の建築物であるとき（ア）又は（イ）に規定する額</p> <p>（ア）申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第10条第1号ただし書に定める方法又は同号イ</p>			<p>物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項、次項及び第8.5項から第9.0項までにおいて「省令」という。）第10条第2号イ（1）及びロ（1）に定める基準（以下この項、次項、第8.7項及び第8.8項において「性能基準」という。）によるとき 当該単位住戸の床面積が</p> <p>200㎡未満のとき32,000円</p> <p>200㎡以上のとき36,000円</p> <p>（イ）申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準（以下この項、次項、第8.7項及び第8.8項において「誘導仕様基準」という。）によるとき 当該単位住戸の床面積が</p> <p>200㎡未満のとき16,000円</p> <p>200㎡以上のとき18,000円</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 認定の対象が住宅以外の建築物であるとき（ア）又は（イ）に規定する額</p> <p>（ア）申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第10条第1号ただし書に定める方法又は同号イ</p>	

旧			新			備考
		<p>(1)及びロ(1)に定める基準(次項,第84項及び第85項において「標準入力法・主要室入力法」という。)によるとき当該建築物の床面積の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 213,000円</p> <p>300㎡以上1,000㎡未満のとき 266,000円</p> <p>1,000㎡以上2,000㎡未満のとき 344,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 491,000円</p> <p>5,000㎡以上10,000㎡未満のとき 604,000円</p> <p>10,000㎡以上25,000㎡未満のとき 714,000円</p> <p>25,000㎡以上のとき 815,000円</p> <p>(イ)申請に係る建築物について,誘導基準に適合しているかどうかの基準が,省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準(次項,第84項及び第85項において「モデル建物法」という。)によるとき当該建築物の床面積の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 81,000円</p> <p>300㎡以上1,000㎡未満のとき 103,000円</p> <p>1,000㎡以上2,000㎡未満のとき 136,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 221,000円</p> <p>5,000㎡以上10,000㎡未満のとき 288,000円</p>			<p>(1)及びロ(1)に定める基準(次項,第87項及び第88項において「標準入力法・主要室入力法」という。)によるとき当該建築物の床面積の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 213,000円</p> <p>300㎡以上1,000㎡未満のとき 266,000円</p> <p>1,000㎡以上2,000㎡未満のとき 344,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 491,000円</p> <p>5,000㎡以上10,000㎡未満のとき 604,000円</p> <p>10,000㎡以上25,000㎡未満のとき 714,000円</p> <p>25,000㎡以上のとき 815,000円</p> <p>(イ)申請に係る建築物について,誘導基準に適合しているかどうかの基準が,省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準(次項,第87項及び第88項において「モデル建物法」という。)によるとき当該建築物の床面積の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 81,000円</p> <p>300㎡以上1,000㎡未満のとき 103,000円</p> <p>1,000㎡以上2,000㎡未満のとき 136,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 221,000円</p> <p>5,000㎡以上10,000㎡未満のとき 288,000円</p>	

旧			新			備考
		<p>10,000㎡以上25,000㎡未満のとき 346,000円 25,000㎡以上のとき 406,000円</p> <p>エ 略</p> <p>(3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、<u>第7.6項の(3)のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額</u></p>			<p>10,000㎡以上25,000㎡未満のとき 346,000円 25,000㎡以上のとき 406,000円</p> <p>エ 略</p> <p>(3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、<u>第7.9項の(3)のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額</u></p>	
8.0 都市の低炭素化の促進に関する法律第5.5条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、<u>第7.6項の(3)のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額</u></p>	8.3 都市の低炭素化の促進に関する法律第5.5条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、<u>第7.9項の(3)のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額</u></p>	
8.1 略	略	略	8.4 略	略	略	
8.2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第1.2条第1項又は第1.3条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>(1) 判定に係る建築物（住宅以外の部分に限る。以下この項、次項及び<u>第8.7項</u>において同じ。）の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（以下この項、次項及び<u>第8.7項</u>において「工場等」という。）である場合にあつては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 判定に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2.1条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合しているかどうかの基準が、省令第1.1条第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基</p>	8.5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第1.2条第1項又は第1.3条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>(1) 判定に係る建築物（住宅以外の部分に限る。以下この項、次項及び<u>第9.0項</u>において同じ。）の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（以下この項、次項及び<u>第9.0項</u>において「工場等」という。）である場合にあつては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 判定に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2.1条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合しているかどうかの基準が、省令第1.1条第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基</p>	

旧			新			備考
		<p>準（以下この項、次項、<u>第8.6項</u>及び<u>第8.7項</u>において「標準入力法・主要室入力法」という。）によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>1,000㎡未満のとき 29,000円</p> <p>1,000㎡以上2,000㎡未満のとき 40,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 95,000円</p> <p>5,000㎡以上10,000㎡未満のとき 141,000円</p> <p>10,000㎡以上25,000㎡未満のとき 174,000円</p> <p>25,000㎡以上のとき 215,000円</p> <p>イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ロに定める基準（以下この項、次項、<u>第8.6項</u>及び<u>第8.7項</u>において「モデル建物法」という。）によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>1,000㎡未満のとき 25,000円</p> <p>1,000㎡以上2,000㎡未満のとき 35,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 89,000円</p> <p>5,000㎡以上10,000㎡未満のとき 134,000円</p> <p>10,000㎡以上25,000㎡未満のとき 166,000円</p> <p>25,000㎡以上のとき 206,000円</p> <p>(2) 略</p>			<p>準（以下この項、次項、<u>第8.9項</u>及び<u>第9.0項</u>において「標準入力法・主要室入力法」という。）によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>1,000㎡未満のとき 29,000円</p> <p>1,000㎡以上2,000㎡未満のとき 40,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 95,000円</p> <p>5,000㎡以上10,000㎡未満のとき 141,000円</p> <p>10,000㎡以上25,000㎡未満のとき 174,000円</p> <p>25,000㎡以上のとき 215,000円</p> <p>イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ロに定める基準（以下この項、次項、<u>第8.9項</u>及び<u>第9.0項</u>において「モデル建物法」という。）によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>1,000㎡未満のとき 25,000円</p> <p>1,000㎡以上2,000㎡未満のとき 35,000円</p> <p>2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 89,000円</p> <p>5,000㎡以上10,000㎡未満のとき 134,000円</p> <p>10,000㎡以上25,000㎡未満のとき 166,000円</p> <p>25,000㎡以上のとき 206,000円</p> <p>(2) 略</p>	
8.3 略	略	略	8.6 略	略	略	
8.4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34	建築物エネルギー消費性能向上計画認定	(1)・(2) 略 (3) 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消	8.7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34	建築物エネルギー消費性能向上計画認定	(1)・(2) 略 (3) 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消	

旧			新			備考
条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	申請手数料	費性能向上計画であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、 <u>第7.6項の(3)のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額</u> (4) 略	条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	申請手数料	費性能向上計画であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、 <u>第7.9項の(3)のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額</u> (4) 略	
<u>8.5</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1)・(2) 略 (3) 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、 <u>第7.6項の(3)のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額</u> (同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。) (4)・(5) 略	<u>8.8</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1)・(2) 略 (3) 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、 <u>第7.9項の(3)のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額</u> (同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。) (4)・(5) 略	
<u>8.6・8.7</u> 略	略	略	<u>8.9・9.0</u> 略	略	略	
備考 略			備考 略			